

公益財団法人全国法人会総連合

会長 小林 栄三 殿

国税庁長官官房企画課長 田島 伸二

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進等について（協力依頼）

平素から、マイナンバーカードの取得促進に向けた取組に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードの普及については、「令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。」こととされているところであり、政府全体として、普及拡大に向け、積極的に取組を進めているところです。

マイナンバーカードは、令和3年10月20日から健康保険証としての利用が開始され、また、各種証明書のコンビニエンスストアでの取得、更には今後、運転免許証との一体化も検討されている等、大きなメリットがあるカードです。

以上を踏まえ、今般、デジタル庁戦略・組織グループ広報戦略チーム、総務省自治行政局住民制度課、厚生労働省保険局医療介護連携政策課からマイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進並びに業界団体・個社の取組に関する好事例の情報提供について協力依頼があったところ、マイナンバーカードの普及によりe-Taxの利用が促進され、納税者の利便性向上につながると考えられることから、国税庁においても積極的に取り組むことが必要と考えております。

つきましては、貴会の会員等に対して、別紙「マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進等の呼び掛けについて」を活用するなどして、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼び掛けを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

また、マイナンバーカードの更なる普及促進の参考とするため、各単位会及び会員におけるマイナンバーカード取得促進に向けた独自の取組について、各局署の担当者から確認があった際には、積極的に情報提供いただくよう、重ねてお願い申し上げます。

連絡先：国税庁長官官房企画課
TEL：03-3581-4161
担当：小林・園田（内線3471）

令和3年12月7日

会員企業の皆様へ

公益社団法人白河法人会
会長 小野 利廣

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進等の呼び掛けについて

平素から、マイナンバーカードの取得促進に向けた取組みに対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

法人会では、これまでもマイナンバーカードの取得促進の呼び掛けについてお願いしていたところですが、改めて、国税庁からマイナンバーカードの積極的な取得と利活用及び健康保険証利用申込の促進等の呼び掛けの依頼がありました。

マイナンバーカードは、令和3年10月20日からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始され、また、各種証明書のコンビニエンスストアでの取得、更には今後、運転免許証との一体化も検討されている等、大きなメリットがあるカードです。

つきましては、下記のとおり、貴社の従業員の皆様に対して、マイナンバーカードのメリットを周知いただくとともに、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用及び健康保険証利用申込の促進等の呼び掛けを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 マイナンバーカードのメリット拡大

(1) 健康保険証として使えます

令和3年10月20日から本格運用を開始したマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にとってより良い医療を受けられることにつながります。また、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減が期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省 HP^{※1}で公開しております。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html



(2) 薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます

令和3年10月21日から、マイナポータル^{※2}で、自分の薬剤情報や特定健診情報等^{※3}の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。また、11月からは、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続きが簡素化されます。

※2 マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」(https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)



※3 薬剤情報は令和3年9月に診療したものから3年分、特定健診情報は令和2年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。

(3) 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります（年内開始予定）

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となる予定です。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

2 広報素材を活用した周知・広報

デジタル庁等が作成する広報素材（リーフレット、ポスター、チラシ及び説明動画）を国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyoho/index.htm>)に掲載しておりますので、貴社のイントラネット等に上記URLを掲載するなどして、マイナンバーカードの取得方法や利活用方法、安全性、健康保険証の利用申込などについて、従業員の皆様へ周知いただくよう、お願い申し上げます。

なお、マイナンバーカード未取得者に対して、令和3年3月までに二次元バーコード付きのカード交付申請書が送付されており、二次元バーコードを用いたオンライン申請を推奨しております。



【広報素材】

○リーフレット

- ・利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！
- ・マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！
- ・マイナンバーカードでつかってみよう！マイナポータル
- ・つくってみよう！マイナンバーカード
- ・持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性
- ・こんなときあってよかった！マイナンバーカード
- ・マイナンバーとマイナンバーカード この2つの違いは？

○ポスター

- ・これからは手放せない！マイナンバーカード

○チラシ（外部サイトへのリンク先）

- ・こ〜んなに便利！マイナンバーカード

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行 ATM で！
- ・マイナンバーカードで、新型コロナウイルスの接種証明書（電子版）が取得できるようになります

○説明動画（外部サイトへのリンク先）

- ・メリットいっぱいマイナンバーカード

3 マイナンバーカード取得促進の取組実績の情報提供

マイナンバーカード取得促進に向けた独自の取組を実施された場合には、積極的に情報提供いただくよう、お願い申し上げます。

なお、別添の企業におけるマイナンバーカード取得促進の取組事例について、取組の参考としてください。